



【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(廣瀬與兵衛君) 御異議もないようでございますからこれより討論に入りませう。御意見のおありのかたは、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○赤木正雄君 先ほど質疑のときに申しました通り、今出ております法律の一部を改正する動議を提出します。つまりこれを脱上げますと、

公営住宅法の一部を改正する法律案に対する修正案  
公営住宅法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。  
第二條の改正規定中「及び第十一号」及び「十一耐火構造」を削り、「次の二号」を「次の一号」に改める。

第五條の改正規定中「耐火構造」を「耐火性能を有する構造」に改める。  
こういふ修正動議を提出します。

○委員長(廣瀬與兵衛君) ほかに御意見ございませんか……ほかに御意見がございませぬれば、討論は終局したものと認めて御異議ございませぬか。  
【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(廣瀬與兵衛君) それでは御異議ないと認めます。

これより採決いたします。公営住宅法の一部を改正する法律案について採決をいたします。

先ず討論中でありました赤木君の修正案を議題に供します。赤木君提出の修正案に賛成のかたは挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(廣瀬與兵衛君) 全会一致で

ございませう。よつて赤木君の提出の修正案は可決されました。次に、只今の採決されました赤木君の修正にかかる部分を除いて公営住宅法の一部を改正する法律案の全部を議題に供します。御賛成のかたは御挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(廣瀬與兵衛君) 全会一致でございませう。本法案は全会一致を以て修正可決されました。

なお、本会議における委員長長の口頭報告の内容等の手続は、慣例によりまして委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】  
○委員長(廣瀬與兵衛君) 御異議ないと認めます。

次に、本法案を可とされましたかたは例により順次御署名を願います。

多数意見者署名

- 赤木 正雄 田中 一
- 小川 久義 石川 榮一
- 深水 六郎 前田 穰
- 徳川 宗敬 門田 定藏
- 東 隆

○委員長(廣瀬與兵衛君) 御署名洩れはありませぬか……ないと認めます。ちよつと速記をとめて下さい。

【速記中止】

○委員長(廣瀬與兵衛君) それでは速記を始めして下さい。  
それでは次に伊東國隆觀光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律案を議題に供します。

本委員会のかたへにお諮りいたしますが、同法案につきまして、審査の便宜のため厚生委員会と連合委員会を開きたいと存じますが、御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(廣瀬與兵衛君) 御異議ないと認めます。

只今本問題につきまして政府側から土地調整委員会委員長の東大教授我妻栄若、それから事務局長の豊島隆君が出席されております。なお資源庁長官、鉱山局長も直ちに参ります。では質疑のおありのかたは順次御発言を願います。

○前田穰君 この問題につきまして審議をする前提として、土地調整委員会の我妻委員長にお伺いしたいのです。今この配布されております資料の中に、土地調整委員会が裁定をされたときの理由書だとおぼしきものがあるのではありませんか、その末文に、なお指定区域以外の請求区域は請求理由に該当せず、従つて指定する必要があるものとは認められない、こういう文章があるのではありませんか、この文章の意味を一つお伺いしたいと思つております。

が(私の質問の主眼とするのは、土地調整委員会は静岡県知事の請求に対して公益上の点からいろいろ検討せられて、禁止区域と指定せられた地域内は鉱物の採掘をさせることが公益上害があるというところで禁止区域と指定されたのであります。ところが、静岡県知事の請求の区域のうちで、禁止区域に指定せられなかつた区域は、指定することが却つて公益に害がある、禁止することが却つてよろしくないという意味で指定区域外のこの請求を否認せられたのであります。即ち若しそうであるならば、本法案の要求しておるところは、土地調整委員会が禁止することが却つて公益上害があるとお認めになつた地域を本法案の中に規定しようとい

うことになるわけなのでありますか。そういう見地からこのなお書きの意味を詳しく一つ伺いたい、こう思つておりますが……

○政府委員(我妻栄若) お答え申し上げます。只今御指摘になりました点は、おつしやる通り指定する必要があるものとは認められないというふうに書いておられますが、この土地調整委員会が任務をいたしております禁止区域の指定と申しますのは、御承知の通りこの指定をいたしました区域は鉱物の採掘が許さないといいのであります。採掘ができなかつたか或いは注意をして採掘しなかつたかというのでなく、初めから鉱物の設定を許さなかつたか、非常に強い効果をもつものであるか、勿論この指定いたしました区域もその後の調査の進歩或いは技術の発達に応じてこの区域を改めて行つても、あとでそれを解除するとか、或いは又指定しないといつた土地を後から又指定するということもあり得るのでありますけれども、併しとにかくそのしたことは実際に相違困難であるのであります。従つて禁止区域に指定されると鉱物の設定も許さないといい大きな効果を持つものでありますから、委員会としては、これをできるだけ狭い範囲に限定すべきものだろうというふうなふうに当委員会では考えているわけでありませう。従つてここに請求理由に該当せず、従つて指定する必要があるものと認められないというのには、今申しましたように、鉱物の設定を許さないといいほど強い効果を生ぜしむることは適當でない、こういう意味に御了解を願いたいのであります。

もう少し詳しく申し上げますと、この指定をしなかつた土地でも、十分注意をなすかやならないだろう、ただ無暗に扱つちや困る、非常に注意しなければならぬだろうといふことは、無論予想する場合がありますのであります。理由を申し上げますと、掘り方を注意してやれば弊害はないだろう、損害はないだろうといふような場合にも、先ほど申し上げましたように指定はできない、指定はイエスかノーであります。禁止区域であるかないかでありまして、或る一定の深さ以上は掘つちやいかんとか、或いは或る方面を坑道を掘るといふようなことはいづゆる指定といふことはできないといふことなのであります。さういふ意味におきまして最小限度のところを指定しておきまして、それ以外にはそれほど大きな効果を生ぜしむるべきではないと考へて、そうしてこういう指定拒否の措置に出たのであります。併し只今申しましたように、この指定を拒否しました契機につきましても、その掘り方を非常に注意しなかつたやならんといふことは当委員会でも考えましたので、このお手許に差上げた資料にもありますように、通商局のほうに對しまして、拒否した区域についても鉱物の採掘をする場合に十分の監督をして、施業案なり何なりにおいて注意をしてもらいたいといふことを申入れているわけでありませう。以上で御答弁いたします。

○前田穰君 もう一言お伺いしたいのであります。この土地調整委員会の裁決に対しては訴訟ができるのじやないかと思つておりますが、静岡県知事はこの裁決に服したのであります。

うか。訴訟は別段起つていない、この  
いうことではありませんか。

○政府委員(我妻栄君) 訴訟は起きて  
いないようではありません。ただ訴訟を起  
せるかどうかは相当問題だろうと思ひ  
ます。これは前例がありませんので、  
結局は最高裁判所が決定するといふこ  
とになるのであります。私が、私の私  
見を申述べさせて頂きますと、土地調  
整委員会がその決定をするのに何  
か手続的な違法なことをやつておりま  
すれば裁判で争つて行けるけれども、  
公益に害があるかどうかという判断が  
妥当であつたかどうかということは、  
原則として訴訟では争えないものと考  
えております。

○前田君 ほかには御質問申上げたい  
ことがございますけれども、土地調整  
委員長に、まあこれだけで私はいいの  
でございませうが、若しほかのかたのお  
尋ねがあるようでありますれば……

○田中一君 委員長に伺いたいのです  
が、これは参考資料として報告書が来  
ておりますが、合同調査をした場合、  
今の鉱区の分柝なども、鉱物の分柝な  
どもやつたんでしようか。

○政府委員(豊島隆君) 地質調査所の  
ほうでやりました調査が一応報告の鑑  
定になつております。併し鑑定の結  
果、そう大していい結果は出ておりま  
せん。ただ我々が、地質から見まし  
て、あの辺の鉱床は下部に行くにつれ  
なつて来る。上部の鉱床は悪くても、  
下部にはよいのが多いという地質か  
ら、あの辺の鉱床に即してやつており  
ますわけです。従つて探鉱するといふ  
価値は十分にあることが鑑定の結果出  
ております。従つて試掘する価値は十  
分にある。今すぐ掘り出しての探掘の

価値については問題が残つていないとい  
う鑑定ができるのです。

○田中一君 會つて土肥温泉が全滅に  
瀕したといふことが提案者も御承知の  
ようにあつたのであります。土肥温  
泉の場合に、土地調整委員会はどの  
う調査をやられたのであるか、或いは  
全然その他の場合には関係なしにやつ  
たのか、又調整委員会ができる前のこ  
となのか。土肥温泉に關係して御説明  
願ひたいと思ひます。

○政府委員(我妻栄君) 土肥温泉の間  
題は、委員会が議決する前でありませ  
うが、非常に重要な事項と承知いたしま  
して、委員長が出張して非常に調査を  
いたしました。そして委員会の後  
の活動のときには一つの重要な参考と  
して考へております。併し今申しまし  
たように、当委員会が議決する前のこ  
とであります。

○田中一君 土肥温泉のその後、委  
員会ができましたから後に、記録その  
他の報告は参つておりましたか、委員  
会のほうには……

○政府委員(我妻栄君) 表向きそい  
うものは取つてはおりません。  
○田中一君 この伊東の問題と同じよ  
うな問題ですが、一応土肥温泉の現状  
についてお調べになる必要がないもの  
でしようか。我々がこの方針に対する  
賛否を考へる場合に、そうした事実或  
いは経緯を明かにされませうと、御承知  
のように權威ある技術者が今日まで法  
律的に施して来たような現状を、そ  
ういふもの報告があると非常に判断を  
するのに参考になると思ふのでありま  
すが、そういう点はまあ委員会のほう  
では何ら資料を揃えてないのでありま  
すね。

○政府委員(豊島隆君) 直接土肥温泉  
について資料を取つておりませんが、  
一応は委員会といたしまして委員三名  
のかたが現地を調査しまして、そうし  
て帰りにも一応の調査をされて歸つて  
おります。それからなお特に改正をお  
願ひいたしましたのであります。そ  
の種の資料につきましては十分な説明  
をして、その結果最後の鑑定が出たこ  
とになつております。

○田中一君 若しよろしければ土肥温  
泉の現状ですね、それからどうしてこ  
ういふ決定になつたかということの御  
説明を簡単に伺へれば幸ひと思ひま  
す。

○政府委員(豊島隆君) 私技術屋であ  
りませぬので、直接の詳しいことはわ  
かりませんが、ただ私の今まで聞いて  
おりました範囲では、土肥温泉の場合  
には、地質的な鉱床から見ても開連が非  
常にあります。又伊東の場合におい  
ては、鉱床が一応地質的に分れていて  
で、今温泉が出てゐる所と今温泉を掘  
ろうとしてゐる所は全然別であります  
が、地質が全然別々ということ、そ  
うして又現在の温泉を掘ろうといはし  
す所は、約二里、八キロくらい離れて  
いるばかりです。そういう關係で、絶  
對さういふことはあり得ないといふよ  
うなことが大体調査専門家のかたへ  
の御意見でございまして、私としては  
一応その程度でございませう。

○田中一君 我先般伊東へ参りまして  
地図をもつて来たんですが、現在調  
整委員会が指定したのは、一応き  
めましたものの全部そのまゝ指定され  
たのですか。或いはその後再調査なり  
何なりしまして最初の計画から縮まつ  
たのですか、或いは大きくなつてゐる

のですか、その点どうなつております  
か。

○政府委員(我妻栄君) これはまあこ  
の書類に書いてありますように、申請  
は伊東市の区域全部であります。土  
地調整委員会はそれを、初めから申上  
げましたように、調査の結果、一部分  
を除外して、そして指定したわけであ  
ります。

○田中一君 一部を除外したのは、全  
然影響がないという技術的な観点から  
除外したのですか、それとも別の意  
味がありますか。

○政府委員(我妻栄君) 先ほど申しま  
したように、これは絶対に禁止するとい  
うほどのことは無い。逆に申します  
と、相当注意をして掘れば、温泉に影  
響はないと、そういう観点でやつたの  
であります。それで、先ほど申しまし  
たように、通産局に対して指定しな  
つた部分については、鉱業の施業案そ  
の他については、十分な監督をしてら  
いたといふことを言つてゐるわけ  
です。何度も繰返しましたように、指  
定しなかつたからといって、どんなふう  
に掘つてもかまわないという意味では  
ない……

の規模及び地質地形に照し、これを保  
護することが必要だといふので、温泉  
及び第一、第二、第三の水道源を考  
へたわけでありませう。このほかにも水道  
源があります。殊に指定しなかつた所  
にも水道源があります。それは実地  
調査をしてみますと、非常に規模の小  
さいものであります。あつたままでは  
水道としても実は困るのじやないかと  
いふようなふうな思ひのであります。  
で、我々の考へていたしましては、若  
し將來そこを採掘するためにその水道  
が駄目になるといふときには、業者の  
ほうで特別に上水道を作るといふよ  
うな方法が講じられるだろう、そうす  
ることがむしろいいのじやないか、従  
つて、現状のままの水道源をそのまま保  
護するために禁止区域にするといふこ  
とは不適当だろうと考へました。従  
つて先ほど申しましたように、通産局で  
監督をするといふような場合には、現  
存の水道源も十分考へてくれといふ意  
味を含んでおるわけでありませう。

○田中一君 これは、我々が非常に重  
大に考へておりますのは、こうした特  
別市がこのほかにまだ十幾つもあるの  
です。どちらに、温泉を守るべきか、  
或いは温泉を濁濁させるとも、地下  
資源といふものの価値が高いならば、  
それを、温泉を濁濁させてもやらな  
ければならぬのじやないかといふ二つの  
考へ方があるのです。従ひまして、こ  
の法律ができますと、成立しますと、  
恐らくほかの特別市制を布いておると  
ころから、陸續とこうしたものが出願  
されると考へるのです。従ひまして、  
土地調整委員会は、それだけの強  
い……、強いといふか、高い誇りを持  
つて、權威を持つてそれを指定する。無

○政府委員(我妻栄君) この指定理由  
のイの所にありますように、水道も、  
伊東市の第一、第二及び第三水道はそ  
の規模及び地質地形に照し、これを保  
護することが必要だといふので、温泉  
及び第一、第二、第三の水道源を考  
へたわけでありませう。このほかにも水道  
源があります。殊に指定しなかつた所  
にも水道源があります。それは実地  
調査をしてみますと、非常に規模の小  
さいものであります。あつたままでは  
水道としても実は困るのじやないかと  
いふようなふうな思ひのであります。  
で、我々の考へていたしましては、若  
し將來そこを採掘するためにその水道  
が駄目になるといふときには、業者の  
ほうで特別に上水道を作るといふよ  
うな方法が講じられるだろう、そうす  
ることがむしろいいのじやないか、従  
つて、現状のままの水道源をそのまま保  
護するために禁止区域にするといふこ  
とは不適当だろうと考へました。従  
つて先ほど申しましたように、通産局で  
監督をするといふような場合には、現  
存の水道源も十分考へてくれといふ意  
味を含んでおるわけでありませう。

論それに違ひないでしようけれども、陸続のそういうような出願が、出願といひますか、法律の改正案が出たような場合にですね、こういうことを委員長に申上げちやいかんでしょうか、実際に地下資源との価値をよく判断なさいますと考へられるのか。今言ひ通りに、深いところには或いは相当いいよな価値もあるのじやなからうかという政府委員の答弁がありましたので、その価値の判断というの何かく、おぼつかしいと思つて、そういう場合には、今この法律が提案されましたことによつて、ほかからもそういうような調査をしてくれというようなことは聞いておられません。委員会に對してです。

○政府委員(我妻栄君) 只今の御意見が御質問にお答へするのは、結局私の私見ということになります。土地調整委員会という特別の制度がありまして、乏しい予算ながら、できるだけの科学的な知識を動員して慎重に判断いたしました。指定をする必要がないということをやつた区域について、今度は條例でそれを一般的に禁ずるといふことになつては、理論上はともかく、實際上或いは日本の法律制度そのものから見て安当でないと思はれるのであります。従つて、この原案だけでありまして、そういう私の懸念することが相当露骨に現われているように考へます。併しここに修正して、制限、又は禁止する場合には、通産局長の同意を得なければならぬといふことになりまして、大分考へが違つて来ると思ひます。と申しますのは、先ほども申しましたように、土地調整委員会指定をいたしません部分は、採掘

するに當つては、通産局長が十分監督しなければならぬといふことの勧告をいたしておりますので、その修正のように追加されますと、いざれ我々の考へとしても、通産局長が十分監督をして、或る場合には制限し、或る場合には禁止するといふ、個々の行為に對する制限をして行くのでありますけれども、これでは、それを通産局長だけに任せないで、伊東市がイニシアティブをとつて、そうしてその問題を処理して行くといふことになるだらうと解釈します。そうしますと、我々の予想しておることをただ現実にごくに法律に現わすに過ぎないことになる、こういうふうな考へておられます。

○委員(廣瀬兵衛君) 只今資源局長官山地八郎君、それから飯山局長松田道夫君が参られました。なお、本案につきまして、前後いたしました。本委員会に本付託されました原案は、一昨日衆議院において本會議で修正されて本院に送付になりました法律案でございます。本日は衆議院より修正部分について御説明願います。

○衆議院議員(遠藤三郎君) 当初に出しました原案に對しまして、いろいろ通産委員会方面の意見が出て参りました。只今お手許に配付いたしましたような修正案が、本會議で修正可決になつた次第であります。その修正案の内容を申上げます。

伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を第三項とし、第二項として次の一項を加える。

2 伊東国際観光温泉文化都市建設事業の執行者は、前項に掲げる行為が、採掘又は採石業に關するものについては、あらかじめ東京通産局長の同意を得た後でなければ、同項の禁止又は制限をすることができない。

この趣旨はもう読んで字のごとく、特に説明を要しないと思ひますが、採掘業を認定いたしました。そうして然る上に、或いは採掘、又は採石業に關する制限禁止等をする場合に、これは伊東市長が、伊東市長、即ち建設事業の執行者が、独断でやれないように、採掘全体の立場を見て、東京通産局長に同意を求め、その通産局長の同意がなければ、同項の禁止、又は制限をすることができない、こういう建前をとつて、この採掘業全体の問題を温泉の問題と調整をとつて行く、こういう考へだと思つておられます。御了承願いたいと思ひます。

○田中一君 この修正案に關連して、もう一度調整委員会の委員長に伺いたいのですが、土地調整委員会の設置を見ますと、少くとも飯山局長、或いは通産局長の意思以上の権限を興えておられるように考へるのです。この第二十五條を見ても、ですね、相当強い権限を持つておられる考へられるのですが、もはやこの土地に對しては、この区域に對しては指定告示したものと承知しておりますけれども、委員会が権威を以て、きめたものを、なおこの事業を執行するには、通産局長に聞かなければならぬ、同意を求めなければならぬといふことは、これは無論、この法律としては

市の事業執行者が相談することになつておりますけれども、調整委員会の権威に對して考へる場合には、法律でいうものでも、きめて行くこと、もう調整委員会は必要がなくなると考へないかと考へますけれども、委員長はどうか考へておられます。

○政府委員(我妻栄君) 先ほど申しましたように、指定をしなかつたといふことは、どんな掘り方をしたとしても、いといふ意味じやなくて、一定の制限の下に掘つてもいいだらうといふ、そういう意味で指定しないのでありますから、そこで若し土地調整委員会が掘つて大きな権限を持つて、その後の監督までやれるということなら、できるかも知れませんが、御承知の通り、土地調整委員会は、指定するかどうか、イエス、ノーの権限しか持たせませんので、指定しない部分については、先ほど申しましたように、例えは一定の深さを掘つて掘つたらよからうとか、或いは、或る特別の措置を講じて掘つたらよからうと思つた部分には、土地調整委員会は指定をしない。そしてそれから先、具体的な監督は通産局長に任せるといふことになつておるのでありますから、土地調整委員会の権威にどうなるか、ということではないように思つておられます。

○田中一君 若し土地調整委員会がその程度の権限であり、そういうことで満足しておられるならば結構です。併しなから私は、この法律第二百九十二号でこの設置法が通つたときには、もう少し強いものであつたように了解しておりますが、そういう弾力性がある権限がないから相談していいようにや

つたらいいじやないかといふことの程度ならばですね、この法律の趣旨といふものは、設置の趣旨といふものは、やけて来るのじやないかと思つて、重ねて委員長に甚だ恐縮ですが、その点いものかどうか。又それがあなたの本當のお考えかどうか。委員会に性格から言つてどういふものか。これからは、起る場合に、常に調整委員会は、そういう態度を以て臨むのならそれは結構ですが、一応ここではつきり記録にとめておきたいと思つて、さういふ趣旨で、もう一遍委員長の御意見を伺つたいと思ひます。

○政府委員(我妻栄君) 土地調整委員会、先ほどから申上げますように、最小限度にこれは飯山区の区の設定も許さないと、はつきりとして土地調整委員会の権限として指定をする、問題は今御指摘になりましたように、一定の措置を講ずるか、或いは一定の制限の下に掘つてもいいか、或いは一定の土地調整委員会が考へた場合には指定をしない。そのしないところは、はや土地調整委員会の権限外になつて、通産局長に任せようといふことは、土地調整委員会としては大変権威のないものじやないかと御説であります。その点については私は実はどう思つておられるか、併しその具体的な個々の行為を、どれだけの土地を掘らせ、或いはどれだけの設備を施させるかといふことは、これは何と言つても通産局長が最もよく知つておられるのでありますから、その施策案といふようなものを第一的に通産局長に監督させるといふことは安當で



それを奥に掘りました場合に、又富鉱体ができて来ることも、そういう可能性も容易に考えられるのであります。日本の金鉱脈は欧米各国の、世界各国の実例に徴しますと、やはり何と申しますか、非常に規模が小さくて、この規模が小さいと申しますのは、鉱脈の大きさと意味とは必ずしも限りませんのであります。いわゆる鉱脈が外国のものに比べて長く続かなかつたり、或いは一定の幅、一定の厚さで延長しなかつたり、又品位の問題も同じ程度の品位のものが長く通じているということがむしろ非常に稀れでございまして、大体の場合は今申上げましたように殆んど無地の加工価値のないように見えます。まづ白な石英脈の中に殆んど偶然的に、この偶然と申しますのは、大体申しましたことと申します。専門的に申しますと、いろいろ富鉱体が出て来そうなきめ手はいろいろあるのでございませぬけれども、一見したところでは、例えば露頭の状況などではこの下に果して富鉱体があるかどうかというところは現在の私どもの専門の技術の範囲内では容易に判定し得るものではないのでございまして、特にその鉱脈の周りの精細な地質調査を行いましても、必ず下に行けばいいとか悪いとか、断言的な言葉は用いることができないのであります。従いまして露頭状況だけではその鉱区全体の価値は判定できないという私も考え方をこの御返事に代えて申上げたいと思ひます。

○田中一君 この法律が出ますと、無論通産局長に相談するもしないもなく、無論試掘もできない、採石法にも関係あるのですから露頭も掘れないと

いうことに、掘れないのじやなくて、相談しなければならぬことになるのですが、提案者の考え方はそれで目的はまあ達したのだしよと思ひます。若しも今いろいろ御説明があつたように、相当含有量の高い露頭鉱でも発見した場合に、無論大乗的見地から市も飽くまでもこの法律を楯にとつて掘つてはいけぬのだと思ひます。言わないだらうと思ひますが、提案者はどうお考えになつておられますか。

○衆議院議員(遠藤三郎君) 只今の御質問であります。その点につきましては非常に情勢が變つて参りました。これは、当然その情勢に應ずるような態度をとるべきである。例えばウラニウム、富鉱体が発見された、すばらしい金鉱があつたに於て来たという場合には、それを阻止するということとは国家的な見地から言つてもそれはとるべきでない。その点については弾力性のある考え方を持つておられますことを御了承願ひたいと思ひます。

○田中一君 鉱山局長に伺ひますが、今の土地調整委員会にて調べたもので同じようなお考えを持つていらつしやるのですか。今の御報告の実験の結果ですか、ああいう鑑定をしたということがそれでいいのだと或いは自分の見解は違ふのだというふうな、どちらのお考えを持つておられますか。

○政府委員(松田道夫君) 土地調整委員会でおきめになりました地域は、申上げるまでもなく鉱区禁止地域でございまして、この地域につきましては通産局長も鉱業権、新しい鉱業権の設定ということはやらないことなるわけでございますが、その他の地区につきましては鉱業権の設定そのものを

拒否しておられるわけでもございませぬ。従つて鉱業権の生れる可能性もございませぬ。ただ土地調整委員会でおきめになつた地域以外の土地につきましても、通産局長はみずからの職権によりまして、公益或いは他の産業に若し影響があるということとございまして、彼此勘案いたしまして、場合によりましては鉱業権の設定もやめることができる規定がございまして、その実情によりましてやれるものというふうにお考えます。それと伊東の市長さんのほうの権限を拜見いたしました。あれによつて直ちに全面的な禁止が行われるという字句になつていないようございませぬので、御覽の通り制限又は禁止をすることが出来る。條例の定めるところによりという制約を受けながらということになつておられるように拜見したしておりますので、その間の調整は保つてはなからうかというふうにお考えおられますか。

○田中一君 大体わかりました。衆議院で予備審査中には甚だ疑念があつたのですが、修正されて参つたのですから大体において私としては了承できる線まで来たと思ひますから私の質疑はこれでやめます。

○委員長(廣瀬與兵衛君) ほかに御質疑ございませぬか。

○前田君 只今御説明になりましたことに關連してお伺ひしたいのですけれども、只今のお話は鉱業法三十五條のことなんじやないかと思ひます。これが、これとそれから今度の修正案との關係は一体どういふふうになるのかということをお伺ひしたいのですが、即ちこの法律では、伊東市で條例を作つて、そうして禁止若しくは制限をする

のだ。そうして、通産局長の同意を得なければならぬことは、これは具体的採掘に關して同意を得なければならぬということだと思ひます。採掘を禁止することについて同意を得なければならぬ、こういうことだと思ひます。實際の問題は、どういふふうな趣旨の條例を作り、どういふ通産局長にどういふ協議だか何だかせられるのか。即ち言い換へますと、鉱業法三十五條の書き方とこの修正案とは裏はらの書き方で、結果は同じことなわけなわけな。通産局長は、若し或る方法でやれば害はないけれども、或る方法でやれば他の産業に害があると思へば、鉱業法の規定によつていろいろな條件はつけられないかも知れませんが、一定の指示をすることが出来るわけなわけな。だからこういう修正案がなくても、こういうものは實際に通産局長の権限でやり得るのじやないかという疑問を持ちますが、その点はどうなんでしょうか。

○政府委員(松田道夫君) 御指摘になりましたように、私どもの感じしておりますのも鉱業法三十五條を御引用になりましたが、このほかの種々規定がございまして、他の産業の利益、公共の福祉、いろいろな面に害が生じます場合には、初めから鉱業権を生まぬ。更に作業中にそういう状況がございまして、これもとめて行く方法もございませぬので、鉱業法、更に土地調整委員会の運営によりましてその書の防止という点は、事務当局といたしましてはできるというふうにお考えおられますか。

○前田君 それでこの修正案をどういふ趣旨で出したのか。そのところ私にはちよつと呑込めなかつたもので

から伺つたわけなんです。○衆議院議員(遠藤三郎君) 只今の御質問であります。実は先ほど来いろいろ土肥温泉の問題が問題になつておりましたが、土肥の場合におきまして、あの経過を見ておきますと、地元の人はそのことを掘つちや危ないというので猛烈な反対運動をやつたので、そのところが当時の技術、その当時の地質学の程度ではこれを掘つても大丈夫なんですと言つて折紙をつけて掘つたところが、温泉は全部湧れてしまつた、こういうこととあります。私も土地調整委員会が今回判定を下したことに對しましては、現在の科学知識といひますか、地質学の程度でも極めて慎重にあらゆる方面の学者の見、實際家の意見をお聞きになられてきめられたこのことに對しては、これは現在の法規の上では正しいきめ方であるとして、非常に温泉のこともよく考へて頂いて、そうしてほほ六割以上の、修正地域の六割以上の地域を禁止区域にして頂いたことに對しては、何らの不満もなければ、これは非常にいい決定であつた、こう思つておられるのであります。併し現実の問題として、その地域外に相当問題の地域があつて、先ほど土地調整委員会の事務局の局長さんは、学者の意見も全然心配ない、こういうことを言つておられます。多量の学者はそうであつたと思ひますが、現に衆議院のほうで公聴会のようなものを開きまして学者の意見を聞いたのでありますけれども、学者の中にはそこは危ない、こういう主張をする者もおられるわけでありまして、そこで伊東市の市民としましては、昔からの言い伝へで、そこらは温

泉が湧いて、温泉は全部湧れてしまつた、こういうこととあります。私も土地調整委員会が今回判定を下したことに對しましては、現在の科学知識といひますか、地質学の程度でも極めて慎重にあらゆる方面の学者の見、實際家の意見をお聞きになられてきめられたこのことに對しては、これは現在の法規の上では正しいきめ方であるとして、非常に温泉のこともよく考へて頂いて、そうしてほほ六割以上の、修正地域の六割以上の地域を禁止区域にして頂いたことに對しては、何らの不満もなければ、これは非常にいい決定であつた、こう思つておられるのであります。併し現実の問題として、その地域外に相当問題の地域があつて、先ほど土地調整委員会の事務局の局長さんは、学者の意見も全然心配ない、こういうことを言つておられます。多量の学者はそうであつたと思ひますが、現に衆議院のほうで公聴会のようなものを開きまして学者の意見を聞いたのでありますけれども、学者の中にはそこは危ない、こういう主張をする者もおられるわけでありまして、そこで伊東市の市民としましては、昔からの言い伝へで、そこらは温

泉が湧いて、温泉は全部湧れてしまつた、こういうこととあります。私も土地調整委員会が今回判定を下したことに對しましては、現在の科学知識といひますか、地質学の程度でも極めて慎重にあらゆる方面の学者の見、實際家の意見をお聞きになられてきめられたこのことに對しては、これは現在の法規の上では正しいきめ方であるとして、非常に温泉のこともよく考へて頂いて、そうしてほほ六割以上の、修正地域の六割以上の地域を禁止区域にして頂いたことに對しては、何らの不満もなければ、これは非常にいい決定であつた、こう思つておられるのであります。併し現実の問題として、その地域外に相当問題の地域があつて、先ほど土地調整委員会の事務局の局長さんは、学者の意見も全然心配ない、こういうことを言つておられます。多量の学者はそうであつたと思ひますが、現に衆議院のほうで公聴会のようなものを開きまして学者の意見を聞いたのでありますけれども、学者の中にはそこは危ない、こういう主張をする者もおられるわけでありまして、そこで伊東市の市民としましては、昔からの言い伝へで、そこらは温

泉の元だとういうことを固く信じているものがあるわけでありませう。そこでどうしても危ないということでもう少し尺度を狭めて頂きたい、尺度をもう少し国際観光温泉都市として温泉を特別に考えてくれる地帯になつていから、その地域についてはもう少しその温泉の重要さを勘案して頂くようなそういう尺度が、レーゲルが欲しい、こういう意味の提案の趣旨であります。私も決して無理なことをお願ひする考えはないのでありまして、それは非常に伊東五万の市民が戦々兢兢としておりまして、何とか安心させて頂いて温泉観光都市の建設に邁進が出来るように一つお願ひがしたい、こういう趣旨であります。

○前田権君 いや、私のお伺ひしている趣旨は、ちよつとそういう趣旨ではないのですが、つまり通産局長の同意を求めるといふことは、具体的な問題が起つて、この探掘といふことに対して禁止するとかしないとかということの相談をされるのじやないかと思つておるのですが、ところが探掘をするといふのは、最初に通産局長が許可をしなければならぬのじやないか。だからそここの関係が、條例といふものと、通産局長の同意を求めるといふこととの関係が一体実際問題としてどういふふうになるのかということとが伺ひたいのです。

○衆議院議員(遠藤三郎君) 具体的な制限、禁止の場合におきまして、この地域は非常に危ないから一つ禁止をお願いする、或いは深さも百メートル以上になると、それは何メートル以上かよく知りませんが、百メートル以上になれば、これは温泉が危ないから一

つこの程度以上には掘つてくれれば困るといふようなことを通産局長に申出で禁止を一つして頂きたい。そして通産局長が成るほど我々は事情をわからんかつたけれども、そういうことだつたのかといふことで許可してくれれば、それでうまく行きますし、その必要ないじやないかといふことであれば、百メートルというやつを或いは百五十メートルにするといふような結論も出て来るのじやないか。それで両方の調整がとれてどつちも安心してこの鉱山問題に対処することが出来る、こういうふうな考へておられるわけでありませう。

○前田権君 先刻このほかの土肥ですか、温泉の実例を引いて非常に心配しておられたようですけれども、その実例を引かれた事実と、只今の御説明とは何かか、現在の技術ではこれはいいと言ひましたやつを掘つたらやつぱり温泉が抜けちやつたといふことでは、この通産局長の同意といふことは何だかちよつと変なような気もするのですが、いいのですか、それで……

○衆議院議員(遠藤三郎君) その点は伊東の市民としては市民の要望を全部入れて頂きたいというのが要望でございますけれども、併し鉱業権といふ建前が一貫してありますし、而も他の産業とのバランス或いは公益という点は十分に見て判断をされるという建前になつておられますから、今回は通産局長に信頼をしまして御指導願うような建前がいいのじやないか、こういう考へでおるわけですか。

も、この法律で禁止を一応する。そしてその禁止をするためには、通産局長の同意を要するということにしてあげば、現在の鉱業法上探掘の許可申請があつた場合にどの程度の具体性といふか、どの程度の状況、事情を付して伊東市から申請があれば禁止することが可能か。即ち私のさつきの想像では或る具体的にこれを掘りたいと、これは禁止するのだといふことであれば、無論御意見は簡単にきめ得るかも知れんと思ひますが、只今提案者の御説明のようによつては掘つちやいけな、あそこは掘つちやいけな、いのだといふふうな若し條例が出来るとして、それで同意をするとかしないとかいふこと、御判断が出来るのでありませうか。

○政府委員(松田道夫君) 最初の鉱業権を設定いたします場合には、現在ある伊東市の中で指定区域になつていない部分では、出願中のもののみでございますが、これを許可いたします場合には、事前に法律によりまして知事さんの御意見を聞かなければならないといふことになつておられますので、従つて知事さんのほうから通産局長のほうへ御意見が出て参ります場合には、伊東の市長さんの御意見も聞かれた上で恐らくは出て来るのではなからうかといふふうな考へておられます。従つてあすこはつきりと温泉に害があるといふふうなことがわかれば、勿論許可いたしませんことにならうと思ひます。

それから鉱業権が生れましてあと作業をいたしますについては、御承知の通り施業案といふのを鉱業権者が出して来ることになつておられますが、これの検討によりまして地質学的ないろいろ

研究をしてもらつてあの法律の狙い、あの法律と申しますか、今度のことに上程になつております法律の趣旨は温泉資源の保護という見地もございまして、その辺に若し支障がないといふことであれば、施業案で鉱業を続けて行くことをお願ひしたいといふふうにならうと思ひます。いろいろ検討いたしまして、若し温泉資源に害があるといふことでありますれば、或いはこの市長さんの御処置を待たなくても、場合によりましては通産局長みずから鉱業法で処置する場合同様ありませうし、この法律ができましたために通産局長の権限なり法律上の事項といふものは排除されておられませんので、通産局長も処置できませうし、或いは伊東の市長さんの処置といふことでましまされ、通産局長はそのまゝにしておられるといふふうな恰好で調和がとれないだらうかといふふうな考へておられます。

○前田権君 もう少し私よくわからん点がありますが、大体今の質問はあれで打切りまして、もう一つ伺ひたいことは、通常生ずるべき損害を補償しなげさばならないと、この金額の算定について意見が違ふことがあり得ると思ふのです。その場合にはどういふふうになりませうか。

○衆議院議員(遠藤三郎君) 通常生ずべき損害の問題については、法制局でいろいろ検討して頂いたのですが、例えば鉱区税のようなものも納めた場合には当然その中に入るべきである。その他具体的な問題について常識的に解決する以外にないだらうかといふこととでありました。私も細かいこと

を、細目をずつと想像してみましたも、余りはつきりした想像はつきませんが、こうして置けば常識的に損害の出たものについては損害の賠償をする。これで救われ得るのじやないかといふふうな考へておられます。

○前田権君 それじや一応これで終ります。

○田中一君 明日厚生との連合委員会がありますから、その際これは何うことにして今日はこの程度にしてはどうでしようか。

○政府委員(我妻栄君) 先ほど御発言がありましたので、ちよつと附言させて頂きたいのですが、それは結局通産局長が最後の責任を負つて不当な掘り方をさせないようにやつて行くといふことが現行法の下においてもそうなんだから、或いはこういう法律がなくなるとうまくやつて行けるだらう。或いは又こういう法律ができて格別の権限が制限されないから従来通り責任を負つて行けるだらうという御発言でしたが、私もその通りにおもつて先ほど私はこの土地調整委員会として指定しなかつたところについては、通産局で十分施業案なりその他の点について監督してもらわねばならないといふ勧告をして居る。そしてこの法律がそれを具体化したた伊東市にイニシヤティブをとる余地を與えたのだらうといふふうな申上げたのでありますが、それはつまりもつとはつきり申上げますと今のようになつておるだらうと思ひます。ただ実際の問題といたしまして、通産局長の当局を前に置いてこういうことを申上げちや甚だ失礼かも知れんのですが、法律的には責任を持つてやるようになつておられます。

実はどうかすると扱けることもないとも言えない。そういう点を伊東市のほうでは非常に心配なすつて自分でインシヤティブをとるといふ道を開いてお置きになることは論理的に言つて余計なことかも知れんけれども、併し運用の妙が発揮せられるとするならば、あえて差支えないのじやないかというよ

うな意味であえて私は申上げたので

す。もう一つ附言さして頂きますと一口に制限禁止と申しますけれども、これを細かに申しますと、禁止は若し條

例で万一伊東市の区域内でおよそ掘るには必ず許可を要するというような、一般的な禁止、或いは許可を得ても駄目だというような絶対的な禁止ということ

をなすつては、土地調整委員会が指定しなかつた趣旨と私は矛盾するの

であります。ただ許可を要するとか必要な設備を要するという制限をなさるならば、それは土地調整委員会の指定しなかつたことと矛盾するものではないと

と存じます。

○委員長(廣瀬興兵衛君) じゃ本日はこの程度にいたしまして明日厚生との連合委員会において御質疑を願いたい

と存じます。

本日はこれを以て閉会いたします。

午後三時十三分散会

六月十四日本委員会に左の事件を付託

された。

一、伊東國際觀光温泉文化都市建設

法の一部を改正する法律案(衆)

(予備審査のための付託は五月二十九日)

六月十四日本委員会に左の事件を付託

された。

一、元荒川改修工事施行に関する請願(第二六一八号)

天塩川本支流河川治水事業に関する請願(第二七二二号)

一、県道神戸佐用線改良工事施行に関する請願(第二七三六号)

一、県道宇都宮米沢線の国道編入に関する陳情(第一一七三三号)

一、北九州新国道工事再開に関する陳情(第二一〇四号)

一、利根川総合開発促進に関する陳情(第二二一六号)

第二六一八号 昭和二十七年五月三十一日受理

元荒川改修工事施行に関する請願

請願者 埼玉県南埼玉郡平野村

長 澁谷好治外四十七名

紹介議員 石川 榮一君

埼玉県の穀倉地帯を貫流する元荒川は、大正八年の大改修以来今日に至る約二十年間、局部的小修理以外全く放置されているため、数度の大いなる水によつて河床は隆起し、護岸は崩れ、関係二市四十五町村三十万の農民は生死の不安に立たされているから、同川全線に対し徹底的改修工事を実施せられたいとの請願。

第二七二二号 昭和二十七年六月六日受理

天塩川本支流河川治水事業に関する請願

請願者 北海道上川郡下川村下

川天塩川治水促進期成会内 村上貞次郎外十五名

紹介議員 堀 末治君

天塩川は、石狩川に次ぐ北海道第二の大

河川で、流路七十三里、流域三百六十四

方里、五万八千町歩の耕地をかんがいして

いるが、治水不完全のため、この水の被害を

毎年の如く繰り返してその被害は沿線住民

の不安となつて

いるから、天塩川に対する恒久的治水事業を

施行せられたいとの請願。

第二七三六号 昭和二十七年六月六日受理

県道神戸佐用線改良工事施行に関する請願

請願者 兵庫縣揖保郡新宮町

長 川辺利夫外五十九名

紹介議員 赤木 正雄君

県道第十号線神戸佐用線は、県内において山陽

山陰を結ぶ唯一の要道で鳥取、神戸間急行バス

を始め貨物、乗用自動車等の運行ひん

繁を極めて

いるにかかわらず、道路の幅員、こ

う配等は従来通りであるため、い

ちじるしく輸送力を阻害し、さ

きの鳥取災害に際して救護物資の急送

にも一大支障をきたした実情である

から、すみやかに本道路の改良工

事を実施せられたいとの請願。

第一一七三三号 昭和二十七年五月二十九日受理

県道宇都宮米沢線の国道編入に関する陳情

陳情者 山形県米沢市長 高橋広吉

野岩羽鉄道沿線宇都宮、若松、米沢を結ぶ

県道宇都宮米沢線は、栃木県、福島県、

山形県、地元民の歴史的な交流

と東京都と奥羽を結ぶ最短国道とな

り、地下林産資源の開発と治安觀光上

まことに重要な意義を持つ道路であ

るから、すみやかに国道に編入の上

改修工事を実施せられたいとの陳情。

第二一〇四号 昭和二十七年六月四日受理

北九州新国道工事再開に関する陳情

陳情者 福岡県知事 杉本勝次外

五名

北九州地方は、わが国三大工業地帯の一

を形成し、ことにその威容を誇る臨海

工業地帯は、わが国産業の基盤とし

て重要性を加えている。また門司、小

倉、戸畑、八幡等の各港はわが国最大

の出入船舶と貨物取扱量を有し、工業

地帯として洋々たる前途を示してい

る。しかるに本地域における唯一の幹

線道路は、国道二号線のみであり、最

近いちじるしく増大した陸上輸送に

応じきれず、この地帯の生産に重大な

障害を與えているから、一部着工のま

ま戦争によつて中止されている臨海工業

地帯と港湾地帯を一貫する新国道の

建設工事を再開せられたいとの陳情。

第二二一六号 昭和二十七年六月六日受理

利根川総合開発促進に関する陳情

陳情者 東京都議會議長 斎藤清

亮外七名

利根川の水害を根絶して水利を開発し

もつて社会福祉の増進に寄與するた

め、利根川総合開発を促進する法を

すみやかに制定せられたいとの陳情。

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

昭和二十七年十月二十二日印刷

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十二日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行

昭和二十七年十月二十三日発行